

別紙 1

- 1 占用工事実施にあたっては、事前に届出をしその指示を受け、工事完了したときは、完了届を提出しなければならない。
- 2 許可の機関が満了、もしくは途中でその行為を廃止、又は許可取消処分を受けたときは、直ちに原形に回復し、その旨を届出、検査を受けなければならない。
- 3 占用工事の施工、又は、占有物件の管理に起因して道路を損傷したり、他に損害を及ぼしたときは、占有者がその賠償をしなければならない。
- 4 道路に関する法令に違反、もしくは本条項を履行しないとき、又は、道路維持管理並びに交通上その他公益上支障があると認めたときは、本条項の全部又は一部を取り消すことがある。
- 5 占有を取り消され、工作物の除去を命じられた占有者がこれを履行しないときは、市長自らこれを執行し、又は他人をしてこれを執行させることがある。これを要した費用は、占有者の負担とする。
- 6 道路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合は、許可を取り消し占有者の負担で占有物件の撤去又は移設を命じることがある。
- 7 占有物件については、占有者が責任を持ってこれを維持管理しなければならない。
- 8 埋め戻しは十分転圧を行うこと。沈下した場合は、占有者の責任で復旧するものとする。
- 9 工事期間中もしくは占有物件設置による原因で、道路施設（舗装、側溝、溝蓋、その他構造物等）に影響、破損した時は、占有者が責任を持って復旧し、検査を受けること。
- 10 占用工事の施工時の交通保安については、市長及び所轄警察署長の許可を受け、その指示を遵守すること。
- 11 （合併浄化槽処理水放流に関して）側溝接続後、側溝の水位がつなぎ込み以上になる場合があるので、注意すること。また、設置後生じた紛争、苦情等については、占有者が責任を持って解決すること。
- 12 その他、道路に関する法令を遵守しなければならない。
- 13 そのた、道路管理者の指示に従うこと。